

瀬戸内市タクシー活用事業 Q&A

1. 事業の内容に関すること

【問1】 タクシー活用事業とはどのような事業ですか？

【答】市では、瀬戸内市地域公共交通計画に基づき、距離的な要因で電車や路線バス等の公共交通機関が利用しにくい地域（公共交通不便地域）を解消する目的で、市営バスを導入しています。（現在市営バス8路線が運行）

しかしながら、集落の分布状況や地理的な要因により、定路線で運行する市営バスの導入が困難な地域があります。

このような地域にお住まいの高齢者の方の通院や買物の移動手段確保を目的として、申請に基づきタクシー運賃の一部を市が補助しています。

なお、申請には年齢や運転免許証を保有しない等の条件を満たす必要があります。

【問2】 補助の内容はどのようなものですか？

【答】1枚当たり500円のタクシー利用券を1か月当たり6枚交付します。

- ・申請のあった月から年度末分までを一括で交付します。

【問3】 対象地域の「公共交通不便地域」とはどのような地域ですか？

【答】駅やバス停から離れているため、電車や路線バス等の公共交通が利用しにくい地域として、市地域公共交通網形成計画で定められている地域です。
具体的には次の2つの条件をいずれも満たす地域を指します。

【条件1】大富駅、バスの停留所から400メートル以上離れている地域（前島地区を除く）

【条件2】邑久駅、長船駅から1キロメートル以上離れている地域

※「バスの停留所」とは次のバス事業者が運行する路線バスの路線上にある停留所です。

瀬戸内市営バス・両備バス・備前市営バス・宇野バス

※両備バスが運行する路線のうち、運行便数が極めて少ない「西脇線」の停留所は除外します。

2. 申請手続き等に関すること

【問 4】対象になる（申請できる）のはどのような条件の方ですか？

【答】 次の①と②のどちらにも該当する方が対象です。

- ① 市内の公共交通不便地域にお住まいの方。
- ② 満 65 歳以上で運転免許（原付やバイクを含む）を持っていない方。

【問 5】申請書はどこで受け取れますか（提出できますか）？

【答】 申請書は市役所 本庁（地域振興推進課）・牛窓支所・長船支所・裳掛出張所でお渡ししています。同じ場所で提出することもできます。

- ・申請書は市ホームページからダウンロードすることもできます。
- 上記窓口のほか、地域振興推進課へ郵送・FAX でも可能です。

【問 6】申請する際に必要なものは何ですか？

【答】 申請者本人の「身分証明書（マイナンバーカード等）」をお持ちください。

- ・郵送・FAX で提出する際は身分証明書(マイナンバーカード等)の写しを添付してください。

【問 7】申請書を郵送で提出することはできますか？

【答】 郵送・FAX での提出が可能です。

【問 8】自宅が対象地域（公共交通不便地域）に該当するか分かりません。

【答】 市役所地域振興推進課でお調べするので「ご住所」と「お名前」を教えてください。
市役所地域振興推進課 ☎0869-22-1031

【問 9】路線バスの停留所の位置が変更になった場合、対象の地域も変更されますか？

【答】 バス停留所の新設・変更・廃止等により、対象の地域は変更します。対象の地域は申請日時点の状況により判断します。申請した後にバス停留所の新設や移設により要件を満たさなくなった場合でも、当該年度のタクシー利用券はそのままご利用いただけます。

【問 10】市が交付する「福祉タクシー助成」や「高齢福祉タクシー助成」と併用して申請・利用することはできますか？

- 【答】福祉課が実施する「福祉タクシー助成」や健康長寿課が実施する「高齢福祉タクシー助成」と併用して申請・利用することはできません。いずれかに該当する方は、必ず「福祉タクシー助成」または「高齢福祉タクシー助成」の申請を優先してください。
- ・「福祉タクシー助成」とは、「在宅の身体障害者手帳 1・2 級所持者」、「在宅の療育手帳 A 所持者」を対象として、市がタクシー利用券を交付する制度です。
 - ・市役所福祉課 ☎0869-24-8847
 - ・「高齢福祉タクシー助成」とは、「介護保険法に規定する要支援、要介護の認定を受け認定期間内にある市内に住所を有する在宅の人」、「運転免許証を保有していない人」のどちらの条件にも該当する方を対象として、市がタクシー利用券を交付する制度です。
 - ・市役所健康長寿課 ☎0869-24-8869

【問 11】運転免許証を持っていましたが、更新していないので有効期限が切れています。運転はできないので申請条件の「運転免許を保有していない」に該当しますか？

- 【答】有効期限が切れているだけでは、「運転免許証を保有していない」に該当しません（手続きにより再交付可能なため）。瀬戸内警察署で返納の手続きをしていただくことで申請の条件を満たします。
- 紛失等の理由で運転免許証が手元にない場合でも返納の手続きはできます（原則）ので、瀬戸内警察署にご相談ください。
- ・瀬戸内警察署 ☎0869-34-6110

【問 12】タクシー利用券は、いつ・どのようにして受け取れますか？

- 【答】申請の内容が認められた場合、申請書の提出から概ね 2 週間後に郵送で申請者本人の住所にお届けします。受け取った日からご利用いただけます。

【問 13】年度ごとの申請が必要ですか？

- 【答】年度ごとの申請が必要です。各年度の申請受付開始日等は、市ホームページ等でお知らせします。

【問 14】年度の途中でも申請できますか？

- 【答】年度の途中でも申請することができますが、交付するタクシー利用券の枚数は、申請のあった月から当該年度末分までとなります。

《年度途中で新たに対象になる方の例》

- ・誕生日で満 65 歳になり、条件を満たす方。
- ・運転免許証を返納して、条件を満たす方。

【問 15】 家族が代理で申請することはできますか？

【答】 申請者本人による申請を原則としますが、諸事情により本人による申請が困難な場合は、家族の方等が代理で申請することができます。申請書の代理申請者の欄に必要事項をご記入ください。

3. 利用方法に関すること

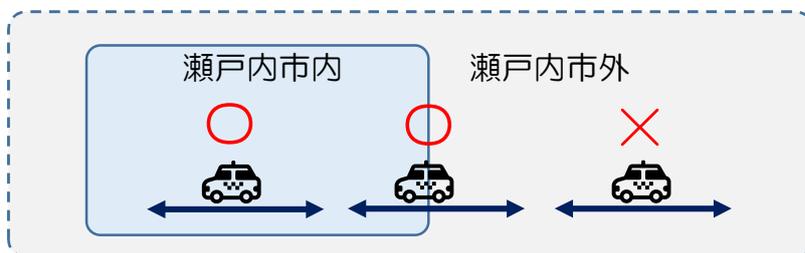
【問 16】 利用できるタクシー会社はどこですか？

【答】 この事業に参加する市内のタクシー事業者に限り利用することができます。利用できるタクシー会社は、市からタクシー利用券を郵送する際に同封するチラシをご参照ください。（市ホームページでもご確認いただけます）

- ・利用できるタクシー会社は、年度により（または年度途中で）変更になる場合があります。

【問 17】 利用できる移動範囲の制限はありますか？

【答】 タクシーへの乗車と降車のどちらとも（またはいずれか）が市内の場合に利用できます。乗車と降車のどちらともが市外の場合は利用できません。



【問 18】 利用の期限はありますか？

【答】 有効期限は交付された年度の末日（3月31日）です。
期限を過ぎたタクシー利用券は使えませんのでご注意ください。

【問 19】 家族や知人に譲渡してもよいですか？

【答】 家族や知人への譲渡はできません。タクシー利用券は、交付された本人しか利用できません。

本人以外が不正に使用した場合には、タクシー利用券を返還していただきますのでご注意ください。

【問 20】 本人以外の方がタクシーに同乗することはできますか？

【答】 タクシー利用券を交付された本人が乗車していれば、家族や知人が同乗することができます。

【問 21】 タクシー運賃のお釣りはもらえますか？

【答】 タクシー運賃を超える金額をタクシー利用券で支払うことはできません。差額は利用者が現金で支払っていただきます。従って、お釣りをお渡しすることはありません。

【問 22】 1 回の乗車で利用できる枚数の制限はありますか？

【答】 1 回の乗車で利用する枚数に制限はありません。

【問 23】 タクシー利用券を紛失または破損した場合、再交付してもらえますか？

【答】 原則として、タクシー利用券の再交付はしません。ただし、汚れたり破損した利用券については交換できます。

- ・汚れたまたは破損した利用券の交換を希望する場合は、市役所地域振興推進課にご連絡ください。なお、汚れたまたは破損した利用券をご自身で処分した場合（手元がない場合）は交換に応じられませんのでご注意ください。

市役所地域振興推進課 ☎0869-22-1031

【問 24】 タクシー乗務員に「タクシー利用券の利用」を事前に伝える必要がありますか？

【答】 乗車の際に乗務員にお伝えください。可能であれば、タクシーを電話予約する際にお伝えいただくことをおすすめします。

【問 25】 使いきれなかった（または、年度途中で不要になった）タクシー利用券はどうすればよいですか？

【答】 市に返還してください。